

産業 Navi バナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団（以下「当財団」という。）がインターネット上に公開している Web サイト産業 Navi（以下「産業 Navi」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「バナー広告」とは、産業 Navi 内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類および範囲)

第3条 産業 Navi に掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 産業 Navi の公共性、中立性およびその品位を損なう恐れのあるもの。
 - (2) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 112 号) 第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動または個人もしくは団体等の意見広告にかかわるもの。
 - (4) 青少年の健全育成に反するもの。
 - (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
 - (6) 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのあるもの。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと当財団が認めるもの。
- 2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に「産業 Navi バナー広告掲載基準」に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告のサイズや形式、掲載するページ、広告の位置および枠数、掲載期間等は当財団が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、産業 Navi 等で募集するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したときまたは広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
- 3 募集の際、当月 10 日までに申し込みを受付したものは、翌月 1 日または初めの業務日に掲載する。

- 4 当財団は公募を行うにあたって、広告主となり得る者および広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 掲載希望者は、「産業 Navi バナー広告掲載申込書」を当財団が指定する期間内に提出し申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 当財団は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 当財団は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果ならびに掲載内容および条件等について掲載希望者に、「産業 Navi 広告掲載・不掲載決定通知書」により通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第8条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を当財団が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任および負担で作成するものとする。
- 3 当財団は、広告の内容、デザインおよびリンク先のホームページ内容等が法令に違反しているとき、もしくはその恐れがある、または本要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、当財団が決定する。

- 2 広告主は、広告掲載料を当財団が指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 当財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 第8条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき
 - (3) 広告掲載後に、「産業 Navi バナー広告掲載基準」に反していることが判明したとき
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、産業 Navi への広告の掲載が適切でないと当財団が判断したとき
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還

しない。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、産業 Navi への広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により当財団に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。
- 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第12条 当財団は、広告主の責に帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、当財団が産業 Navi の運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。
 - (1) 当財団のシステムの保守点検を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 停電、天災その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他、運用上、当財団が一時的な停止が必要と判断した場合
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 4 当財団は、広告の露出回数およびクリック回数について何ら保証をしない。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更1週間前までに当財団に連絡するものとする。

- 2 広告主は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において変更は、原則として月単位とする。
- 3 変更後の広告内容および原稿の作成ならびに提出については、第3条および第8条の既定を準用する。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことおよび広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、当財団に

対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害請求がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。
- 4 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合、もしくは、当該ページ内のリンク先が本要綱または当該ホームページ広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちに当財団に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
- 5 広告主は、指定したリンク先のホームページがウィルス感染または不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに当財団に報告するものとし、当財団はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除またはリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、当財団は、既に納付されている広告掲載料の返還および損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第15条 本要綱に疑義があるとき、または本要綱に定めない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第16条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は当財団が別に定める。

(附 則)

本要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。